別紙２

知多市放課後健全育成事業
（放課後児童クラブ）
ガイドライン

令和7年4月改訂

知多市　福祉子ども部　子ども若者支援課

目次

Ⅰ　総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

1. 事業の目的
2. 事業の内容
3. 法令等の遵守
4. 運営委員会･実行委員会

Ⅱ　運営基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

1. 対象児童
2. 規模
3. 特別な配慮を必要とする児童の受入れ
4. 入所条件･必要書類･入所期間
5. 休止･退所
6. 育成料の免除･減額
7. 開所日･開所時間･閉所日

Ⅲ　施設･設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

1. 施設
2. 設備
3. 管理

Ⅳ　指導員体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

1. 指導員
2. 配置
3. 職務
4. 研修
5. 指導員の社会的責任と職場倫理

Ⅴ　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

1. 保護者への支援･連携
2. 学校･関係機関･地域との連携
3. 安全対策
4. 情報提供
5. 要望･苦情への対応
6. 警報･地震発生時の対応

Ⅰ　総則

1.　事業の目的

市内の小学校に就学している児童で、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、原則小学校の余裕教室、公共施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る。

2.　事業の内容

本事業は、次の内容・機能を有する。

（1）児童の健康管理・情緒の安定の確保
（2）出欠確認をはじめとする活動中及び登所・帰宅時の安全確保
（3）児童の活動状況の把握
（4）遊びの活動への意欲と態度の形成
（5）遊びを通しての自主性、社会性及び創造性の育成
（6）家庭との日常的な連絡及び情報交換の実施
（7）その他児童の健全育成上必要な活動

3.　法令等の遵守

事業の運営にあたっては、放課後児童健全育成事業に係る関係法令等を遵守しなければならない。

（1）児童福祉法(昭和22年法律第164号)
（2）放課後児童クラブ運営指針(令和7年1月22日　こ成環第16号)
（3）「放課後児童対策パッケージ2025」(令和6年12月27日　こ成環第312号・6文科教第1469号)
（4）放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年4月30日　厚生労働省令第63号)
（5）知多市放課後児童健全育成事業に関する条例及び施行規則
（6）知多市放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)ガイドライン

4.　運営委員会・実行委員会

本事業の運営は、地域の代表、学識経験者等で組織される運営委員会・実行委員会の協議、検討及び検証により実施する。

Ⅱ　運営基準

1.　対象児童

対象児童は、市内の小学校に就学している児童とする。

また、原則として校区内の児童を対象とするが、事情により校区外の児童の受入れも行うことができることとする。

2.　規模

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条に規定する支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。なお、入所数の目安として、登所率等を考慮し、1クラスあたり50人程度とする。入所目安を超える申込みがあった場合、児童の安全が確保でき、指導員による指導に支障がないと判断できれば、登所率等を考慮し弾力的に受け入れができるものとする。

また、70人を超える入所が見込まれる場合は、クラス分けをするように努めるものとする。

なお、いずれの場合も登所率等を考慮のうえ、1クラスの規模については放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を超えてはならない。

3.　特別な配慮を必要とする児童の受入れ

障がい等のある児童や虐待の対応に配慮を要する児童について入所の希望がある場合は、次の各号を配慮の上、可能な限り受入れに努めるものとする。

（1）子どもの発達状況

（2）家庭等の状況

（3）児童クラブの指導員の配置・施設・設備等の環境条件

4.　入所条件・必要書類・入所期間

（1）入所条件

保護者、同居の祖父母（入所年度4月2日現在65歳未満）が、次ページの表の理由により昼間育成できないことを条件とする。

※就労の場合は1日4時間（休憩時間を除く）以上、月に15日以上の就労を常態としていること

（2）必要書類

次ページの表のとおりとする。

（3）入所申請・入所期間

入所を希望する場合、保護者は入所申込書等を提出する。新１年生は、保育園等からの連続性を考慮し、4月1日より受け入れる。

入所期間は、次ページの表のとおりとする。入所中に保護者等が退職した場合は、退職日の月末まで入所可能とする。ただし、求職活動を行う場合は、退職日の翌月末まで入所可能とする。

	入所事由		必要書類	入所期間
1	就労	居宅外または居宅内で労働している(自営業、農業等を含む)	・就労証明書	就労している期間(最長で年度末まで)
2	出産	保護者が出産予定である	・母子手帳のコピー (出産予定日記載箇所)	産前6週から産後8週目に当たる月の月末まで (※多胎児は産前14週～)
3	病気 障がい	疾病もしくは負傷している状態にある・心身に障がいがある	・児童を育成できない理由書 ・次のいずれかの書類 ① 身体障害者手帳等のコピー ② 育成困難と記載された医師の診断書(コピー可)	左記事由により、入所を必要とする期間(最長で年度末まで)
4	介護 看護	同居および別居の親族を常時介護・看護している	・児童を育成できない理由書 ・常時介護・看護が必要と書かれた医師の診断書(コピー可) ・次のいずれかの書類 ① 身体障害者手帳等のコピー ② 介護保険証のコピー等	
5	災害	災害の復旧にあたっている	・児童を育成できない理由書 ・罹災証明書	災害復旧が完了するまでの期間(最長で年度末まで)
6	就学	就学している	・在学証明書、合格通知書等・カリキュラム等授業のスケジュールがわかるもの	就学している期間(最長で年度末まで)
7	その他	上記以外	・児童を育成できない理由書等	左記事由により、入所を必要とする期間(最長で年度末まで)

5. 休止・退所

休止を希望する場合は、保護者は原則休止月の前月の 20 日までに、休止・取りやめ届出書(第5号様式)を提出する。連続して最長3か月休止可能とする。休止月について、育成料は徴収しない。

退所を希望する場合は、保護者は原則退所月の 20 日までに、休止・取りやめ届出書(第5号様式)を提出する。随時退所は可能とする。月の途中に退所した場合は、退所月の育成料を徴収する。

6. 育成料の免除・減額

(1) 免除

入所申込時、保護者が知多市放課後児童健全育成事業に関する条例第8条(生活保護法に規定する保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に規定する支援給付)に該当し、育成料免除申請書を提出した場合、入所月から

育成料を免除する。

入所中に保護者が前記第8条に該当する事由が生じ、育成料免除申請書を提出した場合、申請日の属する月の翌月から育成料を免除する。

育成料の免除を適用している保護者が、上記の生活保護または支援給付について廃止となり、保護者が育成料免除取消申請書を提出した場合、廃止日の属する月の翌月から育成料を免除しない。

（2）減額

入所申込時、保護者が知多市放課後児童健全育成事業に関する条例第7条第3項に該当し、育成料減額申請書を提出したときは、入所月から育成料を減額する。

入所中に保護者が離婚または死亡し、減額申請書を提出したときは、申請日の属する月の翌月から育成料を減額する。市で調査した結果、離婚した事実が確認できない場合は、保護者に離婚した事実が確認できる書類等を提出してもらう。

育成料の減額を適用している保護者の婚姻等により、減額を取り消す場合は、婚姻日の属する月の翌月から取り消す。保護者は、育成料減額取消申請書を提出する。世帯状況の変更があるときは、住民票等で婚姻等の事実が確認できる書類を提出することとする。

また、内縁関係の同居人がいるときは減額対象外とする。

7. 開所日・開所時間・閉所日

原則、以下の基準とし、地域の実情や保護者の就労状況を考慮して実施する。

<table>
<tr><td rowspan="2">開所日・
開所時間</td><td>小学校の授業のある日（月曜～金曜日）</td><td>放課後～午後7時</td></tr>
<tr><td>学校休業日（土曜日、長期休暇、代休等）</td><td>午前7時30分～午後7時</td></tr>
<tr><td>閉所日</td><td colspan="2">・日曜・祝日・年末年始（12/29～1/3）
・保護者への引き渡し（地震等引き渡し訓練日含む）
・地震発生時（震度5以上）
・学校閉鎖日（当該学校の児童）
・学年閉鎖日（当該学年の児童）
・学級閉鎖日（当該学級の児童）</td></tr>
</table>

Ⅲ　施設・設備

1.　施設

児童のための専用の部屋または間仕切り等で区切られた専用スペースを設け、遊び及び生活の場としての機能が十分確保されるよう留意する。

専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1．65㎡以上とする。

2.　設備

基本的に必要と思われる設備（備品）等は以下のとおりとする。

玄関	靴箱、傘立
クラブ室	電話機、冷蔵庫、食器棚、ロッカー、座卓、電磁調理器、テレビ、洗濯機、加湿器、パソコン、プリンター
その他	消火器、冷暖房器具、掃除機

3.　管理

放課後児童クラブは、施設の管理を次のとおり行う。

（1）安全対策

指導員は、災害等の発生に備え、マニュアルに基づき定期的に訓練を行う。また外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応に努める。

（2）開閉所時の点検

指導員は、入室、退室する前に室内外を点検する。

（3）鍵の管理

全ての指導員はクラブ室及び出入口等の鍵を所持し、開所・閉所時に開錠・施錠する。閉所時の施錠忘れや鍵の紛失等がないよう管理を徹底する。

Ⅳ 指導員体制

1. 指導員

(1)指導員は専任指導員、指導員で構成し、放課後児童支援員と兼任できるものとする。

(2)市はすべてのクラブに放課後児童支援員を置かなければならない。放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、そのうちの1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について、放課後児童支援員を補助するものをいう。)をもって、これに代えることができる。

(3)放課後児童支援員は、「放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に規定する、下記のいずれかに該当する者で、都道府県知事又は指定都市の長が行う放課後児童支援員認定資格研修を修了した者とする。

① 保育士、教諭、社会福祉士のいずれかの資格を有する者
② 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
③ 教育職員免許法第4条に規定する免許状を有するもの
④ 大学又は大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する過程を修めて卒業した者
⑤ 5年以上放課後児童健全育成事業に従事したものであって、市長が適当と認めたもの
⑥ その他、「放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に規定するもの

2. 配置

おおむね児童10人から15人当たり1人の指導員の配置を目安とし、登録児童数・登所率に応じて、弾力的に運用する。

障がい等のある児童を受け入れる場合は、障がい児の人数や障がいの内容等により、必要に応じて指導員を増員配置する。

3. 職務

専任指導員・指導員の職務

① 児童の出欠確認、健康管理、安全の確保
② 遊びや活動の準備、研究
③ 基本的生活習慣についての援助、自立に向けた手助け
④ 児童が宿題、自習等の学習活動を自主的に行える環境を整えること
⑤ 保護者との日常的な連絡、情報交換、苦情対応
⑥ 指導員日誌の記録、お便り等の作成
⑦ 勤務予定表の作成
⑧ 学校・父母会・地域・関係団体・行政との連絡調整
⑨ 所属する指導員の取りまとめ、指導、育成(※専任指導員のみ)
⑩ 市より指示のあった業務及び放課後児童クラブにおける児童の健全育成上必要な業務

4. 研修

指導員の資質の向上のため、積極的に研修を実施し、または受講させる。特別な配慮を必要とする児童(障がい等のある児童、虐待への対応等に配慮を要する児童)を受け入れるための研修等に努める。

指導員は、専門性を高めるために定期的に自己点検する機会を持ち、自己研鑽に努めることとする。

5. 指導員の社会的責任と職場倫理

放課後児童クラブは地域社会の中で児童への育成・支援を行うという役割を担っており、社会的信頼を得て取り組まなければならない。

指導員の言動は、子どもや保護者に大きな影響を与えるため、仕事を進める上での倫理を自覚して、自らを律し、育成・支援の内容の向上に努めなければならない。

放課後児童クラブ指導員に求められる倫理は以下のとおり。

（1）児童の人権の尊重と性差、個人差への配慮に関すること
（2）体罰等、児童の身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止に関すること
（3）保護者との対応・信頼関係の構築に関すること
（4）個人情報の取り扱いとプライバシーの保護に関すること
（5）指導員相互の協力に関すること

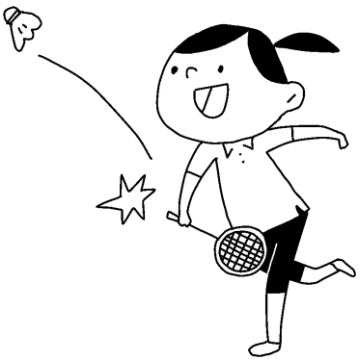

Ⅴ その他

1. 保護者への支援・連携

保護者と、放課後児童クラブでの様子や必要な情報を共有し、保護者自身が子育ての責任を果たせるような支援を行う。また、父母会があるクラブについては、父母会活動について積極的に支援を行う。

2. 学校・関係機関・地域との連携

放課後児童クラブの円滑な運営と児童の安全確保のため、学校や保育園、幼稚園等と積極的に連携を図る。なお、情報交換に当たっては、個人情報の保護や秘密の保持に十分な配慮を行う。

児童の生活・遊び・体験・交流活動の場を広げるために、学校の校庭・体育館や余裕教室等の利用について学校との連携を図る。より多くの地域の人材の活用及び地域との連携を積極的に行い、地域ぐるみで子どもを育む環境づくりに努める。

3. 安全対策

指導員は、事故防止のため以下のことに注意する。

（1） 事故の未然防止に配慮し、学校、警察等との連携し、児童の安全確保に努める

（2）遊具の正しい使用方法の指導と使用可能学年の確認

（3） 自らの身を守るための行動についての指導

指導員は、事故やけがが発生した場合、速やかに適切な処置を行い、市に連絡をし、事故報告書を提出する。状況に応じて、保護者へ連絡し、病院に受診する。

帰宅時の迎えは、原則、登録児童調査票に記入された保護者によるものとし、代理人による迎えの場合は保護者に事前に連絡させる等、事故防止に努める。

4. 情報提供

児童クラブの運営方法や活動状況等について、保護者・学校・地域等に積極的に情報提供を行い、地域とともに子育てを支援する体制を構築する。

5. 要望・苦情への対応

要望や苦情を受け付ける窓口を保護者に周知するとともに、要望や苦情の対応手順や体制を整備し、迅速な対応を図る。苦情対応については、解決に向けた手順の整理等、迅速かつ適切に解決が図られる仕組みを構築する。

6. 警報・地震発生時の対応

暴風警報 （台風等）	暴風警報発令時には、閉所とする。 （小学校の授業のある日） 小学校の緊急時の対応に準じる。 小学校が休校の場合、1日閉所とする。 （学校休業日：警報解除後の対応について） 午前5時30分までに解除 … 通常とおり開始 午前11時までに解除 … 解除後2時間後から開始 午前11時以降に解除 … 閉所
特別警報（大雨・暴風等）	特別警報発令時は、閉所とする。 （小学校の授業のある日） 小学校の緊急時の対応に準じる。 小学校が休校の場合、1日閉所とする。 （学校休業日：警報解除後の対応について） 午前5時30分までに解除 … 通常とおり開始 午前6時30分までに解除 … 解除後2時間後から開始 午前6時30分以降に解除 … 閉所
地震（東海地震など）	震度4以下の地震が発生した時は、被災状況から、子ども若者支援課が開所及び閉所を判断する。 以下の場合は、閉所とする。 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時 ・震度5以上の地震が発生した時 地震発生後、おおむね2時間を経過しても迎えのない児童は、指導員が引率し、広域避難場所（小学校体育館）に移動させること。児童クラブの再開については、被災状況及び余震の沈静化状況から判断する。
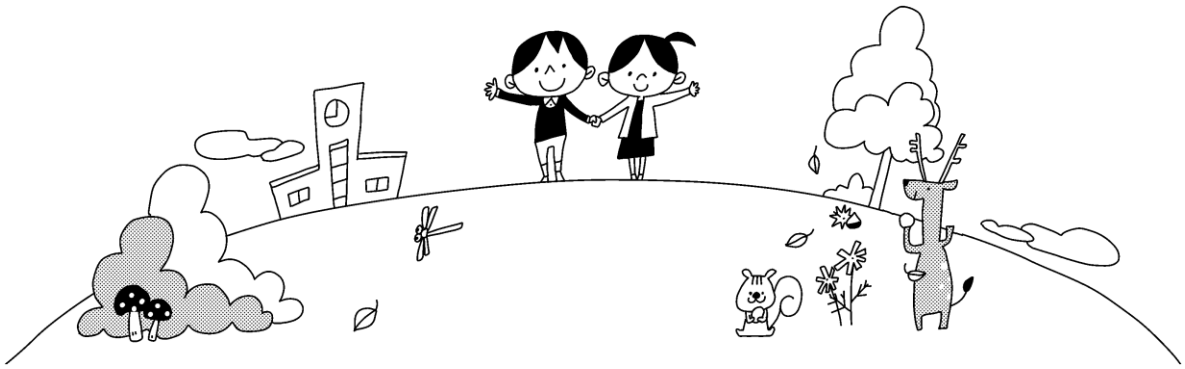
※児童クラブ登所後に暴風警報・特別警報・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときや、震度5以上の地震発生時、指導員は児童の安全確保、保護に努める。